

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
TPR 帝国ピストンリング株式会社
代表取締役会長兼社長 平 出 功

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年6月24日（木曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号
丸の内トラストタワーN館 12階 当社本社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第77期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第77期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件 |
| 第6号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。  
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.tpr.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

##### ① 企業集団をめぐる経済環境

当連結会計年度を取巻く経済環境は、在庫調整の一巡や経済政策効果に加え、新興国向けの輸出回復などにより、年前半の米国金融不安に端を発した景気後退の最悪期からは脱したものとみられます。

しかし、世界的な金融危機の影響は依然として大きく、雇用の悪化、個人消費の減退など厳しい環境が続いており、このまま順調な回復基調が続くとは考えにくい状況で推移しております。

##### ② 業界の状況

当企業グループが主として関連する自動車業界は、前年度に世界同時不況の影響により販売が激減したことへの反動に加え、エコカー減税などの政府による支援策が需要を押し上げ、国内自動車販売は4年ぶりにプラスに転じました。グローバルな自動車生産台数につきましては年前半は減少が続きましたが、中国等新興国の販売急増や米国等各国政府の販売支援政策により市場が回復を始めた年後半からは月次生産台数は回復基調を続けております。

##### ③ 企業集団の状況

このような環境の中で、当企業グループは、国内、海外市場とも売り上げが減少しましたが、原価低減活動、固定費削減の継続・強化等、収益改善に取り組んでまいりました結果、通期では黒字を確保することができ、前年比減収増益となりました。

当連結会計年度の業績数値につきましては、次のとおりであります。

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 売上高   | 43,990百万円 (前期比15.3%減) |
| 営業利益  | 1,974百万円 (前期比 8.6%増)  |
| 経常利益  | 2,842百万円 (前期比26.5%増)  |
| 当期純利益 | 1,682百万円 (前期比52.4%増)  |

事業別の概況は以下のとおりです。

| 事業区別      | 売上高       | 比率    |
|-----------|-----------|-------|
| 自動車関連製品事業 | 35,370百万円 | 80.4% |
| その他製品事業   | 8,620     | 19.6  |

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度においては、全世界における受注環境の減退及び将来の需要動向の不透明感を踏まえ、設備投資についても増産、合理化投資は縮減した上で、品質対応及び将来に向けた研究開発投資について実行しております。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備  
主要な設備投資はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
シリンダライナ新製造拠点の拡充（ベトナム拠点）
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、減失  
特にありません。

## (3) 資金調達の状況

必要資金は全て自己資金と借入金で賄いました。

## (4) 対処すべき課題

- ① 製品開発の先行によるコア商品の売上拡大、及び応用商品の開発による新分野への参入
- ② グローバル生産拠点改革・改善プロジェクト活動推進による収益力向上
- ③ グローバル最適調達の強化・推進
- ④ グローバル経営を支える人材育成

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                     | 第 74 期<br>自 平成18年4月1日<br>至 平成19年3月31日 | 第 75 期<br>自 平成19年4月1日<br>至 平成20年3月31日 | 第 76 期<br>自 平成20年4月1日<br>至 平成21年3月31日 | 第 77 期<br>自 平成21年4月1日<br>至 平成22年3月31日 |
|-------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)             | 52,307                                | 58,127                                | 51,922                                | 43,990                                |
| 経 常 利 益 (百万円)           | 5,849                                 | 7,137                                 | 2,245                                 | 2,842                                 |
| 当 期 純 利 益 (百万円)         | 2,751                                 | 3,884                                 | 1,103                                 | 1,682                                 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円) | 78.81                                 | 111.23                                | 31.59                                 | 48.16                                 |
| 純 資 産 (百万円)             | 24,107                                | 27,328                                | 23,491                                | 27,602                                |
| 総 資 産 (百万円)             | 68,782                                | 71,302                                | 78,424                                | 78,155                                |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)   | 643.32                                | 706.10                                | 610.26                                | 680.59                                |

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                          | 資本金         | 当社の議決権比率         | 主要な事業内容                           |
|------------------------------|-------------|------------------|-----------------------------------|
| テープ工業(株)                     | 205百万円      | 100.0%           | シリンダライナの製造                        |
| テープ販売(株)                     | 90百万円       | 100.0%           | ピストンリング、シリンダライナ等の販売               |
| テープ興産(株)                     | 90百万円       | 100.0%           | 土木建築の設計、施工、管理                     |
| (株)テーププリメック                  | 10百万円       | 100.0%           | ピストンリングの製造                        |
| テープ熱学(株)                     | 90百万円       | 100.0%           | 遠赤外線機器等の製造                        |
| テープアルテック(株)                  | 100百万円      | 100.0%           | アルミ製品の製造                          |
| 江戸川特殊金属(株)                   | 75百万円       | 100.0%           | 電極用銅合金の製造及び販売                     |
| テープコーポレーション<br>オブアメリカ社       | 300千米ドル     | 100.0%           | ピストンリング、シリンダライナ等の販売               |
| フェデラル・モーグル<br>テープライナーズ社      | 23百万米ドル     | 53.9%<br>(53.9%) | シリンダライナの製造及び販売                    |
| ユナイテッドピストンリング社               | 20百万米ドル     | 98.8%<br>(98.8%) | ピストンリングの製造                        |
| テイコクヨーロッパ社                   | 204千ユーロ     | 100.0%           | ピストンリング、シリンダライナ等の販売               |
| 安慶帝伯粉末冶金有限公司                 | 49百万円       | 55.0%            | 焼結製バルブシートの製造及び販売                  |
| T P R ベトナム社                  | 14百万米ドル     | 100.0%           | ピストンリング、シリンダライナ、焼結製<br>バルブシート等の製造 |
| 帝伯環新国際貿易(上海)有限公司             | 4百万円        | 60.0%            | ピストンリング、シリンダライナ等の販売               |
| フェデラル・モーグル テープ<br>ライナ ヨーロッパ社 | 9百万トルコリラ    | 50.0%<br>(50.0%) | シリンダライナの製造                        |
| T P R アシアンセールス<br>(タイランド)社   | 8百万パーツ      | 49.0%            | ピストンリング、シリンダライナ等の販売               |
| T P R セールス インドネシア社           | 1,548百万円ルピア | 100.0%           | ピストンリングの販売                        |
| 安慶帝伯格茨缸套有限公司                 | 184百万円      | 48.12%           | シリンダライナの製造及び販売                    |

(注) 議決権比率の欄( )内は、間接保有割合(内数)であり、当社の子会社が保有しております。

(7) 主要な事業内容（平成22年3月31日現在）

当社の企業集団は、主としてピストンリング、シリンダライナならびにバルブシート等の焼結合金、及びアルミホイール等のアルミ製品の製造販売を行っております。

| 事業内容    | 用途                                                                              |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| ピストンリング | 自動車、船舶、建設機械、農業用発動機等内燃機関、圧縮機、その他一般産業機械用                                          |
| シリンダライナ | 同上                                                                              |
| その他     | バルブシート、ライナアッシ、各種鑄造製品、自動温度調節弁、動弁系部品、遠赤外線機器製品、空調機器製品、合成樹脂製品、アルミホイール等アルミ製品、電極用銅合金等 |

(8) 主要な営業所及び工場（平成22年3月31日現在）

|                           |       |                   |
|---------------------------|-------|-------------------|
| 帝国ピストンリング㈱                | 本社    | 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 |
|                           | 営業所   | 東京、浜松、名古屋、大阪      |
|                           | 工場    | 長野県 岡谷市、岐阜県 可児市   |
| テーピ工業㈱                    | 本社・工場 | 山形県 寒河江市          |
| テーピ販売㈱                    | 本社    | 東京都 新宿区           |
|                           | 営業所   | 東京、名古屋、大阪 他4営業所   |
| テーピ興産㈱                    | 本社    | 長野県 岡谷市           |
| ㈱テーピブリメック                 | 本社・工場 | 長野県 岡谷市           |
| テーピ熱学㈱                    | 本社・工場 | 大阪府 枚方市           |
| テーピアルテック㈱                 | 本社・工場 | 岡山県 津山市           |
| 江戸川特殊金属㈱                  | 本社・工場 | 千葉県 佐倉市           |
| テーピコーポレーションオブアメリカ社        | 本社    | 米国 イリノイ州          |
| フェデラル・モーグル テーピ ライナーズ社     | 本社・工場 | 米国 ミネソタ州          |
| ユナイテッド ピストンリング社           | 本社・工場 | 米国 ウィスコンシン州       |
| テイコク ヨーロッパ社               | 本社    | ドイツ デュッセルドルフ      |
| フェデラル・モーグル テーピ ヨーロッパ社     | 本社・工場 | ドイツ ブアシャイド        |
| フェデラル・モーグル テーピ ライナ ヨーロッパ社 | 本社・工場 | トルコ イスタンブール       |
| 安慶帝伯粉末冶金有限公司              | 本社・工場 | 中国 安徽省            |
| 安慶帝伯格茨活塞環有限公司             | 本社・工場 | 中国 安徽省            |
| 安慶帝伯格茨缸套有限公司              | 本社・工場 | 中国 安徽省            |

|                       |       |                 |
|-----------------------|-------|-----------------|
| 帝伯環新國際貿易(上海)有限公司      | 本 社   | 中国 上海市          |
| NTビストンリング インドネシア社     | 本社・工場 | インドネシア 西ジャワ州    |
| T P R セールス インドネシア社    | 本 社   | インドネシア 西ジャワ州    |
| Y&Tパワーテック社            | 本社・工場 | 韓国 忠清南道燕岐郡南面月山里 |
| T P Rベトナム社            | 本社・工場 | ベトナム ビンズン省      |
| T P Rアシアンセールス(タイランド)社 | 本 社   | タイ バンコク市        |

(注) 平成21年11月1日をもって、帝国ビストンリング㈱の長野営業所は東京営業所に統合、同福岡営業所は廃止となりました。

## (9) 使用人の状況 (平成22年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数       | 前連結会計年度末比増減   |
|---------------|---------------|
| 2,416 (315) 名 | 159名増 (135名増) |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減   | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------|---------|-------------|
| 835 (63) 名 | 23名減 (21名減) | 40.0歳   | 16.7年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況 (平成22年3月31日現在)

| 借 入 先               | 借 入 額    |
|---------------------|----------|
| 株式会社みずほコーポレート銀行     | 7,883百万円 |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行   | 3,810    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 2,380    |
| 株 式 会 社 山 形 銀 行     | 2,213    |
| 株式会社日本政策投資銀行        | 2,167    |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成22年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 135,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 35,553,099株  
 （自己株式 614,426株を含む）  
 (3) 株主数 9,672名  
 (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                           | 当 社 へ の 出 資 状 況 |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------|
|                                                 | 持 株 数           | 出 資 比 率 |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                         | 2,395千株         | 6.85%   |
| 株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン                         | 2,293           | 6.56    |
| ト ヨ タ 自 動 車 株 式 会 社                             | 2,070           | 5.92    |
| 株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行                   | 1,518           | 4.34    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 信 託 口   | 1,218           | 3.48    |
| 帝 国 ピ ス ト ン リ ン グ 取 引 先 持 株 会                   | 1,114           | 3.19    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 信 託 口       | 1,101           | 3.15    |
| 東 京 建 物 株 式 会 社                                 | 933             | 2.67    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 信 託 口 9 | 790             | 2.26    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社                           | 766             | 2.19    |

(注) 出資比率は自己株式（614,426株）を控除して計算しております。（小数点第3位以下切捨て）

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における、当社社役員の保有する新株予約権（職務執行の対価として交付したもの）の状況

- ・目的となる株式の種類  
普通株式（新株予約権1個につき 100株）
- ・取締役、その他の会社役員の保有する新株予約権の区分別合計

|                       | 回次<br>(行使価額)    | 行使期間                     | 新株予約権<br>の数 | 目的である<br>株式の数 | 保有者数 |
|-----------------------|-----------------|--------------------------|-------------|---------------|------|
| 取締役<br>(社外取締役<br>を除く) | 第5回<br>(1,281円) | 平成20年7月1日<br>～平成23年6月30日 | 300個        | 30,000株       | 7名   |
|                       | 第6回<br>(1,002円) | 平成21年7月1日<br>～平成24年6月30日 | 320         | 32,000        | 7    |
|                       | 第7回<br>(738円)   | 平成22年7月1日<br>～平成25年6月30日 | 340         | 34,000        | 7    |
|                       | 第8回<br>(452円)   | 平成23年7月1日<br>～平成26年6月30日 | 360         | 36,000        | 7    |
| 社外取締役                 | —               | —                        | —           | —             | —    |
| 取締役以外の<br>会社役員        |                 |                          | 0           |               | 0    |

注：当事業年度末日における、当社社役員の保有する職務執行の対価として交付した以外の新株予約権等の状況は次のとおりです。

- ・目的となる株式の種類 普通株式

|     | 回次<br>(行使価額)    | 行使期間                     | 新株予約権<br>の数 | 目的である<br>株式の数 | 保有者数 |
|-----|-----------------|--------------------------|-------------|---------------|------|
| 取締役 | 第4回<br>(1,346円) | 平成19年7月1日<br>～平成22年6月30日 | 240個        | 24,000株       | 6名   |

(2) 当事業年度中に、当社使用人または当社子会社の役員及び使用人に交付した新株予約権等（職務執行の対価として交付したもの）の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①当事業年度末日における、当社執行役員（非会社役員）等の保有する新株予約権等の状況は、次のとおりです。

・目的となる株式の種類 普通株式

|                | 回次<br>(行使価格)    | 行使期間                     | 新株予約権<br>の数 | 目的である<br>株式の数 | 保有者数 |
|----------------|-----------------|--------------------------|-------------|---------------|------|
| 執行役員           | 第4回<br>(1,346円) | 平成19年7月1日<br>～平成22年6月30日 | 20個         | 2,000株        | 1名   |
|                | 第5回<br>(1,281円) | 平成20年7月1日<br>～平成23年6月30日 | 100         | 10,000        | 5    |
|                | 第6回<br>(1,002円) | 平成21年7月1日<br>～平成24年6月30日 | 140         | 14,000        | 7    |
|                | 第7回<br>(738円)   | 平成22年7月1日<br>～平成25年6月30日 | 180         | 18,000        | 9    |
|                | 第8回<br>(452円)   | 平成23年7月1日<br>～平成26年6月30日 | 260         | 26,000        | 11   |
| 元役員及び<br>元執行役員 | 第4回<br>(1,346円) | 平成19年7月1日<br>～平成22年6月30日 | 120         | 12,000        | 3    |
|                | 第5回<br>(1,281円) | 平成20年7月1日<br>～平成23年6月30日 | 160         | 16,000        | 3    |
|                | 第6回<br>(1,002円) | 平成21年7月1日<br>～平成24年6月30日 | 160         | 16,000        | 3    |
|                | 第7回<br>(738円)   | 平成22年7月1日<br>～平成25年6月30日 | 180         | 18,000        | 3    |

②当社株式についての株式分割等を行った場合は、新株予約権の「目的である株式の数」と「行使価額」について必要な調整を実施します。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（平成22年3月31日現在）

| 地 位        | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                        |
|------------|-----------|-------------------------------------|
| 代表取締役会長兼社長 | 平 出 功     |                                     |
| 代表取締役専務取締役 | 山 田 正 四 郎 | 生産部門（除くシリンダライナ）担当                   |
| 専 務 取 締 役  | 宮 崎 誠 道   | 技術部門担当                              |
| 常 務 取 締 役  | 尾 崎 俊 彦   | 営業部門担当                              |
| 常 務 取 締 役  | 山 岡 秀 夫   | 管理部門担当                              |
| 常 務 取 締 役  | 高 野 浩     | 海外事業部門担当                            |
| 取 締 役      | 鈴 木 秀 一   | 生産部門（シリンダライナ）担当<br>テービ工業㈱代表取締役社長    |
| 取 締 役      | 鶴 田 六 郎   | 弁護士<br>J・フロントリテイリング㈱監査役<br>三菱樹脂㈱監査役 |
| 監 査 役      | 澤 田 義 博   | 常勤監査役                               |
| 監 査 役      | 臼 居 正 昭   | 常勤監査役                               |
| 監 査 役      | 加 藤 文 男   | みずほ企業年金基金専務理事                       |
| 監 査 役      | 鈴 木 秀 夫   | 日本地震再保険㈱取締役社長                       |

- (注) 1. 取締役鶴田六郎氏は、社外取締役です。  
 2. 監査役澤田義博氏、加藤文男氏及び鈴木秀夫氏は、社外監査役です。  
 3. 監査役澤田義博氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。  
 4. 平成21年6月26日開催の第76回定時株主総会において、尾崎俊彦氏、山岡秀夫氏、鈴木秀一氏は取締役に新たに選任され、就任いたしました。  
 5. 平成21年6月26日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって、古内庸三氏、市原勲氏、浅井響矢氏は取締役に退任されました。  
 6. 当社は、取締役鶴田六郎氏を独立役員として東京証券取引所に届け出しています。

##### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

###### イ. 当事業年度に係る報酬等

| 区 分             | 支 給 人 員   | 支 給 額       |
|-----------------|-----------|-------------|
| 取 締 役           | 11名       | 245百万円      |
| 監 査 役           | 4         | 46          |
| 合 計<br>(うち社外役員) | 15<br>(4) | 291<br>(35) |

- (注) 1. 上記には、平成21年6月26日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいます。  
 2. 使用人を兼務している取締役にについては、使用人としての給与部分は含みません。

3. 平成19年6月28日開催の第74回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額26,000万円以内、うち社外取締役分は年額1,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、及び監査役の報酬限度額は、年額5,000万円以内と決議いただいております。
4. 支給額には、以下のものも含まれております。
- ・当事業年度に係る役員退職慰労金引当金として計上した117百万円（取締役11名に対し107百万円、監査役4名に対し9百万円、うち社外役員4名に対し6百万円）
  - ・ストックオプション費用として計上した5百万円（取締役10名）
- ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
- 平成21年6月26日開催の第76回定時株主総会決議に基づき、取締役3名に対し役員退職慰労金85百万円を支払っております。
- なお、上記金額の中には、上記イ及び過年度の事業報告において記載した役員退職慰労引当金の繰入額32百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役鈴木秀夫氏は、日本地震再保険株式会社の取締役社長を兼務しております。なお、当社と同社との間には、特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役鶴田六郎氏は、J・フロントリテイリング株式会社及び三菱樹脂株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と両社との間には、特別の関係はありません。

③主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

④当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

|          | 取締役会<br>(12回開催) |     | 監査役会<br>(11回開催) |      |
|----------|-----------------|-----|-----------------|------|
|          | 出席回数            | 出席率 | 出席回数            | 出席率  |
| 取締役 鶴田六郎 | 8回              | 67% | —               | —    |
| 監査役 澤田義博 | 12              | 100 | 11回             | 100% |
| 監査役 加藤文男 | 12              | 100 | 11              | 100  |
| 監査役 鈴木秀夫 | 11              | 92  | 11              | 100  |

・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役鶴田六郎氏は、長年にわたる法曹経験を生かした意見発言を行っております。

監査役澤田義博氏は、長年にわたる国際経験や、他社及び当社における常勤監査役としての経験・知見に基づき発言を行っております。

監査役加藤文男氏及び鈴木秀夫氏は、長年にわたる金融経験や他社における役員としての経験・知見に基づき発言を行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役（常勤監査役の澤田義博氏を除く）の間では、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

⑥当社子会社から役員として受けた報酬等の総額

該当する事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                       | 支払額   |
|---------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 47百万円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、または公序良俗に反する行為等があり、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規程に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを株主総会に付議することといたします。

(4) 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当する事項はありません。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は平成18年5月10日開催の取締役会において、内部統制システム整備に関する基本方針を決議し、整備を推進してまいりました。内部統制システムの現状は下記のとおりです。TPR企業理念のもと、この基本方針に基づき業務の適正を確保してゆくとともに、より効果的な内部統制システムの構築を推進し、継続的な改善を図ってまいります。

なお、金融商品取引法が求める財務報告に関する内部統制報告制度（いわゆるJ-SOX法）についても当社は積極的に取り組みを実施しており、専門家の助言を得ながら適切、適正に対応しています。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役、監査役、執行役員、社員を対象とする規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定め、遵守を図るとともに、内部通報制度、弁護士事務所による外部通報制度を設置しています。取締役会については「取締役会規則」の定めに基づき、定期または必要に応じて随時の適切な運営が確保されています。さらに当社は監査役設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっているほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとしています。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持しています。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務遂行に係るリスクを的確に評価・認識し、個々のリスクにつきこれを予防するための措置、またはその損失を極小にするための措置を講ずるための「TPRグループリスク管理基本規程」及びTPRとしての「リスク管理規程」を定めています。グループ各社についても、各社毎のリスク管理規程を定めてリスク管理体制を整備強化することとします。

また、「システムセキュリティ要領」の見直しを実施し、進歩するIT技術の有効利用促進と情報漏洩等のリスク予防の両立を図ることとしています。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 効率性の観点から、当社及び当社グループの経営に係る重要事項については、事前に取締役と常務役員で構成する経営会議において審議を行ったうえで、取締役会において執行を決定しています。取締役会は月1

回定例開催のほか必要に応じて随時開催しています。経営会議は月2回定例開催し、必要に応じて随時開催しています。

b. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」においてそれぞれの執行責任者及び責任内容、執行手続を定め、効率的な職務執行が行われるようにしています。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」を定めています。この定めに基づき、推進組織として社長を統括責任者とし、コンプライアンス担当役員を責任者として、主要部門長で構成する「コンプライアンス委員会」を設置しコンプライアンス体制の維持・向上を推進しています。

b. 社員教育体系の中に必須科目として、コンプライアンスの重要性を教育する内容を組み込んでいます。

c. 内部監査部門として、社長直属の部署を設置し、その重要監査領域として、コンプライアンスに係る監査を実施しています。

d. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告することとしています。

e. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内外からの通報体制の一つとして、弁護士を情報受領者とする通報システムを設置しています。

f. 監査役は当社の体制及び内部通報システムの運用に問題があると認める時は、取締役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。

⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに適用する「TPRグループコンプライアンス基本規程」を定めました。これを基礎として、各グループ各社においてもコンプライアンス規程を定めました。

経営管理については、「グループ会社経営管理基本規程」を定め、「子会社社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングするものとします。

取締役は、グループ会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告するものとしています。

- b. 子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めたときは、当社の内部監査部署またはコンプライアンス委員会に通報するものとなりました。通報を受けた内部監査部署またはコンプライアンス委員会は直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べる事が出来るものとなりました。監査役は取締役役に改善策の策定を勧告することが出来るものとしています。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役から監査役職務を補助すべき使用人を求められた時は、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしています。
- b. この場合、当該監査役補助者の独立性を確保するため、その任命・解任・人事異動・人事考課・賃金改定については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定するものとしています。
- c. 監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととしています。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役への報告体制をより一層強化するため、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について「特記事項報告書運営要領」を制定して運用しています。当該要領に基づき、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとしています。前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求める事が出来ることとしています。
- b. 「TPRグループコンプライアンス基本規程」及び「TPRコンプライアンス規程」の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとしています。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容の概要は下記のとおりです。

### I. 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主の在り方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えています。

### II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、1939年の創業より培ってきた材料・加工・表面処理技術等のものづくりを原点とし、エンジン機能部品メーカーとして、ピストンリング、シリンダライナ、バルブシート等のパワートレイン部品で、世界のお客様に満足していただくべく努力してまいりました。当社の企業理念である、

わたくしたちは、

動力機構の高度化を原点として、無限の可能性に挑戦し、  
優れた技術と価値ある商品の世界への提供を通じて、  
クリーンで、クオリティの高い地球社会の実現に貢献します。

との精神のもと、事業を展開しています。

#### 1. 中長期経営戦略の策定

2009年度からスタートした「11中期経営計画」では、TPRグループが各方面のステークホルダーの皆様のご期待に応え、世界市場で生き抜き勝ち抜くため、下記目標と10項目の基本戦略を制定し推進してまいります。

<目指す姿>

「技術力(Technology)・情熱(Passion)・信頼(Reliance)をもって、環境技術を極め、世界市場で勝ち抜くTPRグループの実現」

<合言葉>

“変革と挑戦：チェンジ&チャレンジ”

#### 2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は、企業理念（上記）を制定し、地球社会の一員としての企業を発展させるべく、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実に努めています。

①基本規程として「TPRグループコンプライアンス基本規程」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の行動指針として定めています。さらに、全社横断組織としてコンプライアンス委員会を設置す

るなど、企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上するべく推進しています。

- ②経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を平成17年より導入しています。また、平成19年から取締役会に社外取締役1名を導入、監査役会は4名の内3名を社外監査役とし、経営及び監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

### III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（以下「本プラン」という）

#### ① 本プラン導入の目的

上記Ⅰ．に述べた基本方針に照らして不適切な者によって大規模な当社株式の買付行為（以下「大規模買付行為」という）が行われ、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

#### ② 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付行為を行う者（以下「大規模買付者」という）が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

#### ③ 大規模買付行為がなされた場合の対応

##### i) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

##### ii) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。

##### iii) 独立委員会の設置

対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会規程を定めるとともに、独立委員会を設置しました。

#### ④ 株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証するこ

とを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

⑤ 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、平成19年2月8日に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発効し、平成19年6月28日に開催された第74回定時株主総会において一部修正の上、平成22年6月25日開催の本定時株主総会の終結時までの有効期限内で承認いただいております。

IV. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社取締役会決議にて決定いたしました。平成19年6月28日開催の第74回定時株主総会にて株主の皆様のご承認を頂いたことで、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ.③「大規模買付行為が為された場合の対応」にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

なお、有効期間満了にあたり、一部内容を変更した上で継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。変更後の内容は、招集通知に添付の株主総会参考書類55頁から67頁をご参照ください。

# 連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>34,898</b> | <b>流動負債</b>     | <b>35,229</b> |
| 現金及び預金          | 14,446        | 支払手形及び買掛金       | 4,715         |
| 受取手形及び売掛金       | 11,124        | 短期借入金           | 25,842        |
| 商品及び製品          | 3,038         | リース債務           | 362           |
| 仕掛品             | 2,441         | 未払法人税等          | 379           |
| 原材料及び貯蔵品        | 1,278         | 賞与引当金           | 1,140         |
| 繰延税金資産          | 1,189         | 環境対策引当金         | 52            |
| その他             | 1,421         | その他             | 2,735         |
| 貸倒引当金           | △42           | <b>固定負債</b>     | <b>15,323</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>43,257</b> | 長期借入金           | 11,204        |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>27,862</b> | リース債務           | 364           |
| 建物及び構築物         | 8,491         | 退職給付引当金         | 1,219         |
| 機械装置及び運搬具       | 14,720        | 役員退職慰労引当金       | 372           |
| 土地              | 3,197         | 環境対策引当金         | 170           |
| リース資産           | 694           | その他             | 1,992         |
| 建設仮勘定           | 278           | <b>負債合計</b>     | <b>50,553</b> |
| その他             | 479           | <b>純資産の部</b>    |               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>887</b>    | <b>株主資本</b>     | <b>24,105</b> |
| その他             | 887           | 資本金             | 4,362         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>14,507</b> | 資本剰余金           | 3,544         |
| 投資有価証券          | 7,758         | 利益剰余金           | 17,112        |
| 出資金             | 4,748         | 自己株式            | △914          |
| 長期貸付金           | 248           | 評価・換算差額等        | △326          |
| 繰延税金資産          | 985           | その他有価証券評価差額金    | 1,050         |
| その他             | 778           | 繰延ヘッジ損益         | 18            |
| 貸倒引当金           | △12           | 為替換算調整勘定        | △1,395        |
| <b>資産合計</b>     | <b>78,155</b> | 新株予約権           | 41            |
|                 |               | 少数株主持分          | 3,782         |
|                 |               | <b>純資産合計</b>    | <b>27,602</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>78,155</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目          | 金 額  |        |
|--------------|------|--------|
| 売上高          |      | 43,990 |
| 売上原価         |      | 33,787 |
| 売上総利益        |      | 10,203 |
| 販売費及び一般管理費   |      | 8,229  |
| 営業利益         |      | 1,974  |
| 営業外収益        |      |        |
| 受取利息         | 42   |        |
| 受取配当金        | 274  |        |
| 負債のれん償却額     | 2    |        |
| 持分法による投資利益   | 606  |        |
| 経営指導料        | 51   |        |
| 助成金収入        | 418  |        |
| その他          | 292  | 1,688  |
| 営業外費用        |      |        |
| 支払利息         | 618  |        |
| 為替差損         | 101  |        |
| その他          | 100  | 821    |
| 経常利益         |      | 2,842  |
| 特別利益         |      |        |
| 貸倒引当金戻入額     | 19   |        |
| ものづくり産業応援助成金 | 287  | 306    |
| 特別損失         |      |        |
| 固定資産除却損      | 60   |        |
| 減損損失         | 194  |        |
| 投資有価証券評価損    | 43   |        |
| 退職給付制度改定損    | 232  | 530    |
| 税金等調整前当期純利益  |      | 2,618  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 608  |        |
| 法人税等調整額      | △304 | 303    |
| 少数株主利益       |      | 632    |
| 当期純利益        |      | 1,682  |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

（平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

|         |               |
|---------|---------------|
| 株主資本    |               |
| 資本金     |               |
| 前期末残高   | 4,362         |
| 当期変動額   |               |
| 当期変動額合計 | —             |
| 当期末残高   | <u>4,362</u>  |
| 資本剰余金   |               |
| 前期末残高   | 3,544         |
| 当期変動額   |               |
| 当期変動額合計 | —             |
| 当期末残高   | <u>3,544</u>  |
| 利益剰余金   |               |
| 前期末残高   | 15,691        |
| 当期変動額   |               |
| 剰余金の配当  | △262          |
| 当期純利益   | <u>1,682</u>  |
| 当期変動額合計 | <u>1,420</u>  |
| 当期末残高   | <u>17,112</u> |
| 自己株式    |               |
| 前期末残高   | △914          |
| 当期変動額   |               |
| 自己株式の取得 | <u>△0</u>     |
| 当期変動額合計 | <u>△0</u>     |
| 当期末残高   | <u>△914</u>   |
| 株主資本合計  |               |
| 前期末残高   | 22,685        |
| 当期変動額   |               |
| 剰余金の配当  | △262          |
| 当期純利益   | 1,682         |
| 自己株式の取得 | <u>△0</u>     |
| 当期変動額合計 | <u>1,420</u>  |
| 当期末残高   | <u>24,105</u> |

(単位：百万円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 評価・換算差額等            |        |
| その他有価証券評価差額金        |        |
| 前期末残高               | 237    |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 813    |
| 当期変動額合計             | 813    |
| 当期末残高               | 1,050  |
| 繰延ヘッジ損益             |        |
| 前期末残高               | 0      |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 17     |
| 当期変動額合計             | 17     |
| 当期末残高               | 18     |
| 為替換算調整勘定            |        |
| 前期末残高               | △1,600 |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 205    |
| 当期変動額合計             | 205    |
| 当期末残高               | △1,395 |
| 評価・換算差額等合計          |        |
| 前期末残高               | △1,362 |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,036  |
| 当期変動額合計             | 1,036  |
| 当期末残高               | △326   |
| 新株予約権               |        |
| 前期末残高               | 38     |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2      |
| 当期変動額合計             | 2      |
| 当期末残高               | 41     |
| 少数株主持分              |        |
| 前期末残高               | 2,130  |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,652  |
| 当期変動額合計             | 1,652  |
| 当期末残高               | 3,782  |
| 純資産合計               |        |
| 前期末残高               | 23,491 |
| 当期変動額               |        |
| 剰余金の配当              | △262   |
| 当期純利益               | 1,682  |
| 自己株式の取得             | △0     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,691  |
| 当期変動額合計             | 4,111  |
| 当期末残高               | 27,602 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 18社
  - ・連結子会社の名称  
テービ工業(株) テービ販売(株)  
テービ興産(株) (株)テービプリメック  
テービ熱学(株) テービアルテック(株)  
江戸川特殊金属(株)  
フェデラル・モーグル テービ ライナーズ社  
ユナイテッド ピストンリング社  
テービコーポレーションオブアメリカ社  
テイコクヨーロッパ社  
安慶帝伯粉末冶金有限公司  
T P Rベトナム社  
帝伯環新国際貿易（上海）有限公司  
フェデラル・モーグル テービ ライナ ヨーロッパ社  
T P Rセールス インドネシア社  
T P Rアシアンセールス（タイランド）社  
安慶帝伯格茨缸套有限公司
- なお、安慶帝伯格茨缸套有限公司については、実質支配力基準に基づいて、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 南京帝伯熱学有限公司
- ・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 4社
  - ・主要な会社等の名称  
安慶帝伯格茨活塞環有限公司  
フェデラル・モーグル テービ ヨーロッパ社  
N Tピストンリング インドネシア社  
Y & Tパワーテック社
- なお、安慶帝伯格茨缸套有限公司は実質支配力基準に基づいて、連結子会社となったため、持分法の適用範囲から除外しております。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 南京帝伯熱学有限公司
- ・ 持分法を適用しない理由 各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、フェデラル・モーグル テーピ ライナーズ社、ユナイテッド ピストン リング社、テーピコーポレーションオブアメリカ社、テイコクヨーロッパ社、安慶帝伯粉末冶金有限公司、TPRベトナム社、帝伯環新国際貿易（上海）有限公司、フェデラル・モーグル テーピ ライナ ヨーロッパ社、TPRセールス インドネシア社、TPRアシアンセールス（タイランド）社、安慶帝伯格次缸套有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法  
子会社株式及び関連会社株式（持分法適用会社株式を除く）  
移動平均法による原価法

ロ. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 当社及び国内連結子会社 主として、商品は最終仕入原価法による原価法、製品、原材料、仕掛品、貯蔵品は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 在外連結子会社 主として、先入先出法による低価法を採用しております。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。

ただし、当社の岐阜工場の建物並びにテレビ販売機については定額法によっております。

なお、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。

- ・在外連結子会社

定額法によっております。

### ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による按分額を費用処理しております。

（会計方針の変更）

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

これによる損益及び未認識数理計算上の差異残高に与える影響はありません。

（追加情報）

当社は従来、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、平成22年4月1日に確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度へ移行しております。

それに伴い発生する損失は、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)に基づき、退職給付制度改定損として特別損失に計上しております。その結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、232百万円減少しております。

#### ニ. 環境対策引当金

当社及び国内連結子会社において、過去の操業に起因する土壌改良工事等の支出に充てるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

#### ホ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は内規に基づく期末要支給額を計上しております。

#### ④ 重要なヘッジ会計の方法

##### イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について振当処理の要件を充たしているため振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

##### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象 … 外貨建売上債権、借入金

##### ハ. ヘッジ方針

将来の為替及び金利の変動によるリスクの回避を目的に行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

また、為替予約についても、将来の取引予定に基づくものであり、実行の可能性が極めて高いため有効性の判定を省略しております。

#### ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### イ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

##### (5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

##### (6) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

##### (7) 追加情報

##### (金融商品に関する会計基準)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号）を適用しております。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保付債務

#### ① 担保資産

|           |          |            |
|-----------|----------|------------|
| 建物及び構築物   | 2,958百万円 | (2,946百万円) |
| 機械装置及び運搬具 | 460百万円   | (460百万円)   |
| 土地        | 97百万円    | (97百万円)    |
| 合計        | 3,517百万円 | (3,505百万円) |

#### ② 担保付債務

|       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 短期借入金 | 200百万円 | (200百万円) |
| 長期借入金 | 87百万円  | (87百万円)  |
| 合計    | 287百万円 | (287百万円) |

上記のうち( )内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 44,153百万円

### (3) 偶発債務

#### ① 従業員の金融機関からの借入に対して保証を行っております。

従業員(住宅ローン他) 0百万円

#### ② 連結会社以外の下記関係会社等の金融機関からの借入に対して保証を行っております。

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| フェデラル・モーグル T P R (インディア)社 | 28百万円  |
| Y&Tパワーテック社                | 164百万円 |
| 安慶雅徳帝伯活塞有限公司              | 16百万円  |
| T P RオートパーツM F G. インディア社  | 776百万円 |
| 合計                        | 985百万円 |

(4) 債権流動化に伴う買戻義務 192百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 35,553千株     | 一千株          | 一千株          | 35,553千株     |

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ. 平成21年6月26日開催の第76回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 157百万円
- ・1株当たり配当額 4.5円
- ・基準日 平成21年3月31日
- ・効力発生日 平成21年6月29日

ロ. 平成21年11月4日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 104百万円
- ・1株当たり配当額 3.0円
- ・基準日 平成21年9月30日
- ・効力発生日 平成21年12月1日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

イ. 平成22年6月25日開催の第77回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 174百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 5.0円
- ・基準日 平成22年3月31日
- ・効力発生日 平成22年6月28日

#### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成17年9月22日<br>取締役会決議分 | 平成18年9月4日<br>取締役会決議分 | 平成19年9月13日<br>取締役会決議分 |
|------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                  | 普通株式                 | 普通株式                  |
| 目的となる株式の数  | 38,000株               | 56,000株              | 62,000株               |
| 新株予約権の残高   | 380個                  | 560個                 | 620個                  |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

#### 4. 金融商品に関する注記

##### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、営業規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部については、為替予約をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期限は最長で決算日後5年半であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引につきましては、基本方針は取締役会で決定されており、リスク管理規程として文書化しております。為替予約取引及び金利スワップ取引は経理部資金担当が行っており、取引の管理は経理部会計担当が行っております。また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

| 項目            | 連結貸借対照表計上額（※） | 時価（※）    | 差額  |
|---------------|---------------|----------|-----|
| (1) 現金及び預金    | 14,446        | 14,446   | -   |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 11,124        | 11,124   | -   |
| (3) 投資有価証券    |               |          |     |
| その他有価証券       | 4,146         | 4,146    | -   |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (4,715)       | (4,715)  | -   |
| (5) 短期借入金     | (18,635)      | (18,635) | -   |
| (6) 長期借入金     | (18,411)      | (18,539) | 128 |
| (7) デリバティブ取引  | (34)          | (34)     | -   |

（※） 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、1年以内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めて表示しております。

(6) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計金額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (7) デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの : 該当するものではありません。

ヘッジ会計が適用されているもの : ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

| ヘッジ会計の方法    | デリバティブ取引の種類等          | 主なヘッジ対象 | 契約額等  | (うち1年超) | 時価   | 当該時価の算定方法                 |
|-------------|-----------------------|---------|-------|---------|------|---------------------------|
| 原則的処理       | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取変動 | 長期借入金   | 709   | 278     | (34) | 取引先金融機関から提示された価格等によっております |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取変動 | 長期借入金   | 600   | 400     | (※1) |                           |
| 為替予約等の振当処理  | 売建                    | 売掛金     | 444   | -       | (※2) |                           |
|             | 米ドル                   |         |       |         |      |                           |
|             | ユーロ                   |         | 42    | -       |      |                           |
| 合計          |                       |         | 1,795 | 678     | (34) |                           |

(※1) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額170百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

出資金(連結貸借対照表計上額4,748百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を注記しておりません。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 680円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 48円16銭  |

## 6. その他の注記

### (1) 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所                | 用途      | 種類         |
|-------------------|---------|------------|
| 当社（岡山県津山市）        | アルミ製品設備 | 建物、機械装置、土地 |
| 当社（長野県岡谷市）        | 遊休資産    | 建物、機械装置等   |
| 当社（岐阜県可児市）        | 遊休資産    | 構築物        |
| テーピ工業㈱（山形県寒河江市）   | 遊休資産    | 建物、機械装置    |
| ㈱テーピプリメック（長野県岡谷市） | 遊休資産    | 機械装置       |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については管理会計上の区分に基づき、また、遊休資産については基本的に1物件ごとに区分しております。

価格の低迷等により厳しい経営環境が続くアルミ製品に係る資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（61百万円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物13百万円、機械装置33百万円、土地14百万円であります。

また、当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、今後の利用見込がない資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（132百万円）として特別損失計上しました。

その内訳は、建物1百万円、構築物8百万円、機械装置121百万円、その他0百万円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として不動産鑑定評価額により評価しております。

# 貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負 債 の 部         |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
| <b>流動資産</b>     | <b>28,606</b> | <b>流動負債</b>     | <b>28,659</b> |
| 現金及び預金          | 11,845        | 買掛金             | 5,008         |
| 受取手形            | 78            | 短期借入金           | 15,630        |
| 売掛金             | 8,735         | 一年内返済予定の長期借入金   | 5,820         |
| 商品及び製品          | 1,578         | 未払金             | 406           |
| 仕掛品             | 1,721         | 未払費用            | 442           |
| 原材料及び貯蔵品        | 473           | 前受金             | 4             |
| 前払費用            | 105           | 預り金             | 180           |
| 関係会社短期貸付金       | 1,543         | 賞与引当金           | 770           |
| 未収入金            | 1,491         | 環境対策引当金         | 52            |
| 繰延税金資産          | 964           | 設備関係未払金         | 120           |
| その他             | 86            | その他             | 222           |
| 貸倒引当金           | △18           | <b>固定負債</b>     | <b>12,796</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>33,105</b> | 長期借入金           | 9,696         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>11,612</b> | 退職給付引当金         | 856           |
| 建物              | 3,851         | 役員退職慰労引当金       | 343           |
| 構築物             | 485           | 環境対策引当金         | 160           |
| 機械及び装置          | 4,392         | 長期未払金           | 1,739         |
| 車両及び運搬具         | 5             | <b>負債合計</b>     | <b>41,456</b> |
| 工具器具及び備品        | 278           | <b>純資産の部</b>    |               |
| 土地              | 2,467         | <b>株主資本</b>     | <b>19,166</b> |
| 建設仮勘定           | 132           | 資本金             | 4,362         |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>721</b>    | 資本剰余金           | 3,544         |
| 設備利用権           | 9             | 資本準備金           | 3,464         |
| ソフトウェア          | 711           | その他資本剰余金        | 80            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>20,771</b> | <b>利益剰余金</b>    | <b>12,173</b> |
| 投資有価証券          | 4,307         | 利益準備金           | 418           |
| 関係会社株式          | 8,069         | その他利益剰余金        | 11,754        |
| 出資金             | 1             | 固定資産圧縮積立金       | 184           |
| 関係会社出資金         | 6,877         | 別途積立金           | 10,048        |
| 従業員長期貸付金        | 46            | 繰越利益剰余金         | 1,521         |
| 関係会社長期貸付金       | 195           | <b>自己株式</b>     | <b>△914</b>   |
| 長期前払費用          | 16            | 評価・換算差額等        | 1,048         |
| 繰延税金資産          | 678           | その他有価証券評価差額金    | 1,048         |
| その他             | 586           | <b>新株予約権</b>    | <b>41</b>     |
| 貸倒引当金           | △7            | <b>純資産合計</b>    | <b>20,255</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>61,712</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>61,712</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで）

（単位：百万円）

| 科 目          | 金 額   |        |
|--------------|-------|--------|
| 売上高          |       | 32,445 |
| 売上原価         |       | 26,915 |
| 売上総利益        |       | 5,529  |
| 販売費及び一般管理費   |       | 5,762  |
| 営業利益         |       | △232   |
| 営業外収益        |       |        |
| 受取利息         | 70    |        |
| 受取配当金        | 1,156 |        |
| 経営指導料        | 135   |        |
| 助成金の収入       | 222   |        |
| その他          | 305   | 1,890  |
| 営業外費用        |       |        |
| 支払利息         | 413   |        |
| 為替差          | 112   |        |
| その他          | 57    | 583    |
| 特別利益         |       | 1,073  |
| 固定資産売却益      | 0     |        |
| 貸倒引当金戻入額     | 12    |        |
| ものづくり産業応援助成金 | 287   |        |
| その他          | 4     | 305    |
| 特別損失         |       |        |
| 固定資産売却損      | 1     |        |
| 固定資産除却損      | 39    |        |
| 減損           | 104   |        |
| 投資有価証券評価損    | 19    |        |
| 関係会社株式評価損    | 211   |        |
| 退職給付制度改定損    | 232   | 608    |
| 税引前当期純利益     |       | 770    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 131   |        |
| 法人税等調整額      | △389  | △258   |
| 当期純利益        |       | 1,028  |

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から  
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

|              |  |        |
|--------------|--|--------|
| 株主資本         |  |        |
| 資本金          |  |        |
| 前期末残高        |  | 4,362  |
| 当期変動額        |  |        |
| 当期変動額合計      |  | —      |
| 当期末残高        |  | 4,362  |
| 資本剰余金        |  |        |
| 資本準備金        |  |        |
| 前期末残高        |  | 3,464  |
| 当期変動額        |  |        |
| 当期変動額合計      |  | —      |
| 当期末残高        |  | 3,464  |
| その他資本剰余金     |  |        |
| 前期末残高        |  | 80     |
| 当期変動額        |  |        |
| 当期変動額合計      |  | —      |
| 当期末残高        |  | 80     |
| 資本剰余金合計      |  |        |
| 前期末残高        |  | 3,544  |
| 当期変動額        |  |        |
| 当期変動額合計      |  | —      |
| 当期末残高        |  | 3,544  |
| 利益剰余金        |  |        |
| 利益準備金        |  |        |
| 前期末残高        |  | 418    |
| 当期変動額        |  |        |
| 当期変動額合計      |  | —      |
| 当期末残高        |  | 418    |
| その他利益剰余金     |  |        |
| 固定資産圧縮積立金    |  |        |
| 前期末残高        |  | 186    |
| 当期変動額        |  |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 |  | △1     |
| 当期変動額合計      |  | △1     |
| 当期末残高        |  | 184    |
| 別途積立金        |  |        |
| 前期末残高        |  | 9,748  |
| 当期変動額        |  |        |
| 別途積立金の積立     |  | 300    |
| 当期変動額合計      |  | 300    |
| 当期末残高        |  | 10,048 |
| 繰越利益剰余金      |  |        |
| 前期末残高        |  | 1,053  |
| 当期変動額        |  |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 |  | 1      |
| 別途積立金の積立     |  | △300   |
| 剰余金の配当       |  | △262   |
| 当期純利益        |  | 1,028  |
| 当期変動額合計      |  | 468    |
| 当期末残高        |  | 1,521  |

(単位：百万円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 利益剰余金合計             |        |
| 前期末残高               | 11,406 |
| 当期変動額               |        |
| 剰余金の配当              | △262   |
| 当期純利益               | 1,028  |
| 当期変動額合計             | 766    |
| 当期末残高               | 12,173 |
| 自己株式                |        |
| 前期末残高               | △914   |
| 当期変動額               |        |
| 自己株式の取得             | △0     |
| 当期変動額合計             | △0     |
| 当期末残高               | △914   |
| 株主資本合計              |        |
| 前期末残高               | 18,399 |
| 当期変動額               |        |
| 剰余金の配当              | △262   |
| 当期純利益               | 1,028  |
| 自己株式の取得             | △0     |
| 当期変動額合計             | 766    |
| 当期末残高               | 19,166 |
| 評価・換算差額等            |        |
| その他有価証券評価差額金        |        |
| 前期末残高               | 236    |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 811    |
| 当期変動額合計             | 811    |
| 当期末残高               | 1,048  |
| 評価・換算差額等合計          |        |
| 前期末残高               | 236    |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 811    |
| 当期変動額合計             | 811    |
| 当期末残高               | 1,048  |
| 新株予約権               |        |
| 前期末残高               | 38     |
| 当期変動額               |        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2      |
| 当期変動額合計             | 2      |
| 当期末残高               | 41     |
| 純資産合計               |        |
| 前期末残高               | 18,675 |
| 当期変動額               |        |
| 剰余金の配当              | △262   |
| 当期純利益               | 1,028  |
| 自己株式の取得             | △0     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 814    |
| 当期変動額合計             | 1,580  |
| 当期末残高               | 20,255 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。  
ただし、岐阜工場の建物については定額法によっております。  
なお、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。  
なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による按分額を費用処理しております。

（会計方針の変更）

当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

これによる損益及び未認識数理計算上の差異残高に与える影響はありません。

（追加情報）

当社は従来、適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しておりましたが、平成22年4月1日に確定拠出年金制度及び確定給付企業年金制度へ移行しております。

それに伴い発生する損失は、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）に基づき、退職給付制度改定損として特別損失に計上しております。その結果、当事業年度の税引前当期純利益は、232百万円減少しております。

④ 環境対策引当金

過去の操業に起因する土壌改良工事等の支出に充てるため、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積られる金額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約について振当処理の要件を充たしているため振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象 … 外貨建売上債権、借入金

③ ヘッジ方針

将来の為替及び金利の変動によるリスクの回避を目的に行っており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保付債務

#### ① 担保資産

|        |          |            |
|--------|----------|------------|
| 建物     | 2,048百万円 | (2,036百万円) |
| 機械及び装置 | 382百万円   | (382百万円)   |
| 土地     | 51百万円    | (51百万円)    |
| 合計     | 2,483百万円 | (2,471百万円) |

#### ② 担保付債務

|       |        |          |
|-------|--------|----------|
| 短期借入金 | 150百万円 | (150百万円) |
| 合計    | 150百万円 | (150百万円) |

上記のうち ( ) 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 24,323百万円

### (3) 偶発債務

#### ① 下記関係会社及び従業員の金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

|              |          |
|--------------|----------|
| テーピ工業(株)     | 1,420百万円 |
| 従業員 (住宅ローン他) | 0百万円     |
| 合計           | 1,421百万円 |

#### ② 下記関係会社等の金融機関からの借入に対して保証の予約を行っております。

|                            |          |
|----------------------------|----------|
| フェデラル・モーグル T P R (インディア) 社 | 28百万円    |
| フェデラル・モーグル テーピ ライナーズ社      | 919百万円   |
| Y&Tパワーテック社                 | 164百万円   |
| 安慶雅徳帝伯活塞有限公司               | 16百万円    |
| T P R アシアンセールス (タイランド) 社   | 5百万円     |
| ユナイテッド ピストンリング社            | 447百万円   |
| T P R オートパーツM F G. インディア社  | 776百万円   |
| 合計                         | 2,358百万円 |

### (4) 債権流動化に伴う買戻義務 192百万円

子会社の一括支払信託債務に対する併存的債務引受額 1,270百万円

### (5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |          |
|----------|----------|
| ① 短期金銭債権 | 4,626百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 3,531百万円 |
| ③ 長期金銭債権 | 204百万円   |

## 3. 損益計算書に関する注記

### (1) 関係会社との取引高

|              |           |
|--------------|-----------|
| ① 売上高        | 4,791百万円  |
| ② 仕入高        | 13,520百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 54百万円     |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 1,335百万円  |

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 613千株      | 0千株        | 一千株        | 614千株      |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 賞与引当金             | 306百万円   |
| たな卸資産評価損          | 194百万円   |
| 環境対策引当金           | 85百万円    |
| 退職給付引当金           | 341百万円   |
| 退職給付関連未払金         | 777百万円   |
| 退職給付信託            | 430百万円   |
| 役員退職慰労引当金         | 136百万円   |
| 投資有価証券評価損         | 60百万円    |
| 関係会社株式評価損         | 224百万円   |
| 減損損失              | 41百万円    |
| 合併に伴う子会社繰越欠損金の引継ぎ | 255百万円   |
| その他               | 123百万円   |
| 繰延税金資産小計          | 2,977百万円 |
| 評価性引当金            | △506百万円  |
| 繰延税金資産合計          | 2,470百万円 |
| 繰延税金負債            |          |
| 未払事業税             | 1百万円     |
| 固定資産圧縮積立金         | 122百万円   |
| その他有価証券評価差額金      | 693百万円   |
| その他               | 9百万円     |
| 繰延税金負債合計          | 826百万円   |
| 繰延税金資産の純額         | 1,643百万円 |

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

|          | 取得価額相当額 | 減価償却累計額相当額 | 期末残高相当額 |
|----------|---------|------------|---------|
| 機械及び装置   | 736     | 403        | 333     |
| 工具器具及び備品 | 38      | 33         | 5       |
| ソフトウェア   | 270     | 227        | 43      |
| 合計       | 1,045   | 663        | 382     |

(2) 未経過リース料期末残高相当額

|     |        |
|-----|--------|
| 1年内 | 118百万円 |
| 1年超 | 289百万円 |
| 合計  | 407百万円 |

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |        |
|----------|--------|
| 支払リース料   | 405百万円 |
| 減価償却費相当額 | 359百万円 |
| 支払利息相当額  | 19百万円  |

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

| 種 類 | 会社等の名称                           | 議決権等の所有<br>(被所有)割合 | 関 連 当 事 者<br>と<br>の<br>関 係         | 取 引 の 内 容                 | 取引金額<br>(百万円) | 科 目           | 期末残高<br>(百万円) |
|-----|----------------------------------|--------------------|------------------------------------|---------------------------|---------------|---------------|---------------|
| 子会社 | テービ工業㈱                           | 所有<br>直接100%       | 当社製品の製造<br>役員の兼任                   | 製品の仕入<br>(注1)<br>債務保証(注2) | 10,444        | 買掛金           | 3,049         |
|     |                                  |                    |                                    |                           | 1,420         | —             | 1,420         |
|     | フェデラル・モー<br>グル テービ ライ<br>ナーズ社    | 所有<br>間接53.9%      | 当社よりの技術<br>支援<br>役員の兼任             | 保証(注3)                    | 919           | —             | 919           |
|     | T P Rベトナム社                       | 所有<br>直接100%       | 当社よりの技術<br>支援、当社製品<br>の製造<br>役員の兼任 | 貸金の貸付 (注<br>4)            | 1,093         | 関係会社<br>短期貸付金 | 1,093         |
| 子会社 | T P Rオートパー<br>ツM F G. インデ<br>ィア社 | 所有<br>直接100%       | 役員の兼任                              | 製品の販売<br>(注1)<br>保証(注5)   | 55            | 売掛金           | 48            |
|     |                                  |                    |                                    |                           | 776           | —             | 776           |

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場実勢を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。
2. テービ工業㈱の銀行当座貸越、銀行借入につき、債務保証を行ったもので、当座貸越については年率0.1%から支払利息率を除いた保証料、借入については年率0.2%の保証料をそれぞれ受領しております。
3. フェデラル・モーグル テービ ライナーズ社の銀行借入につき、保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。
4. T P Rベトナム社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
5. T P RオートパーツM F G. インディア社の銀行借入につき、保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 578円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円45銭  |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月20日

帝国ピストンリング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口和弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、帝国ピストンリング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国ピストンリング株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月20日

帝国ピストンリング株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 野口和弘 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山崎一彦 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、帝国ピストンリング株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第7期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び、新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

更に、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。又、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。内部統制システムにつきましては、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの活動を通じ、一層の強化が図られているものと認めます。財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点では、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、且つ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 5月24日

帝国ピストンリング株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 澤 | 田 | 義 | 博 | Ⓢ |
| 常勤監査役 | 臼 | 居 | 正 | 昭 | Ⓢ |
| 監査役   | 加 | 藤 | 文 | 男 | Ⓢ |
| 監査役   | 鈴 | 木 | 秀 | 夫 | Ⓢ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

第77期の期末配当につきましては、当事業年度の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりとしたいと存じます。

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円（内、創立70周年記念配当2円）

総額 174,693,365円

なお、当期は1株につき3円の間配当を既にお支払いしておりますので、これを合わせた年間配当金は1株につき8円となります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月28日としたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開と経営基盤の強化を図るため、以下のとおりとしたいと存じます。

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 600,000,000円

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社事業の内容多様化に対応するため、事業目的を追加するものです。

### 2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しています。)

| 現 行 定 款                                                                               | 変 更 案                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                                                               | 第1章 総 則                                                                  |
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1. ～16. (略)<br>(新設)<br><u>17. 前各号に附帯または関連する事業</u> | (目的)<br>第2条 (現行どおり)<br><br><u>17. 介護事業</u><br><u>18. 前各号に附帯または関連する事業</u> |

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役白居正昭氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりです。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                      | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 富田健一<br>(昭和24年6月28日生) | 昭和48年4月 ㈱富士銀行入行<br>平成13年6月 同行執行役員ロンドン支店長<br>平成14年4月 ㈱みずほコーポレート銀行常務執行役員<br>平成14年6月 同行理事<br>平成14年10月 ㈱損害保険ジャパン理事<br>平成15年4月 同社執行役員<br>平成16年4月 同社常務執行役員<br>平成20年6月 同社取締役専務執行役員<br>平成22年4月 同社取締役<br>(現任) | 0株         |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。  
2. 候補者富田健一氏は、社外監査役候補者です。  
3. 富田健一氏を社外監査役候補者とした理由は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。

### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任される白居正昭氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりです。

| 氏名   | 略歴                                                    |
|------|-------------------------------------------------------|
| 白居正昭 | 平成16年6月 当社取締役<br>平成17年6月 退任<br>平成20年6月 常勤監査役<br>現在に至る |

## 第5号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社取締役が業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の向上を図るため、当社取締役に対し、報酬として新株予約権を年額20百万円の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものです。なお、付与する新株予約権の内容は、次のとおりです。

### (1) 新株予約権割当の対象者

取締役8名のうち、社外取締役1名を除く7名に割当てるとする。

### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 42,000株を1年間の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

### (3) 新株予約権の数

420個を1年間の上限とする。

ただし、対象者1名あたりの上限を100個とする。

なお、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、100株とする。

(ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

### (4) 新株予約権の発行価額

ブラック・ショールズ モデルにより算定する。

### (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下において定める1株あたりの払い込み金額(以下「行使価額」という。)に、新株予約権の目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てるとする日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日の前日の終値(取引が成立しない場合はその前日の終値)を下回る場合は当該終値とする。

なお、以下の①、②の場合には、以下のとおり行使価額の調整を行い、1円未満の端数は切上げる。

①新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）比率}}$$

②新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を実施するとき（ただし、新株予約権の行使による場合等を除く。）は、次の算式により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込み金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」には当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合は、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年7月1日から平成27年6月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

① 任期满了による地位喪失後1年6ヶ月は行使可能とする。

② 新株予約権者が死亡した場合は相続できないものとする。

③ 新株予約権の譲渡、質入れはできないものとする。

④ その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権申込証兼新株予約権割当契約」に定めるところによる。

## 第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成19年2月8日開催の当社取締役会において「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、内容を一部変更の上、平成19年6月28日開催の当社第74回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき運用（以下、現在の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン導入後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非について検討してまいりました。

その結果、本年5月25日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本株主総会における株主の皆様の承認を条件に、現プランの一部を変更（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）し、平成25年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までを有効期限として継続することを決定しました。

なお、本プランにつきましては、監査役4名は、いずれも本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

つきましては、本プランによる継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。本プランの内容につきましては、次ページからの別紙をご参照いただきたいと思います。

(別紙：当社株式の大規模買付行為への対応策)

## I. 現プランからの変更箇所

本プランの現プランからの変更点は以下のとおりです。

- ①大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、当社取締役会が求めた必要情報の一部が提出されないことのみをもって、ルールを遵守しないと認定することがない旨を明記しました。
- ②大規模買付ルールに基づいて大規模買付者に提供を求める必要情報の内容について一部見直すとともに、大規模買付ルールの迅速化を図る観点から、必要に応じ、大規模買付者に対しての情報提供の期限を設定することとし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長請求があった場合は、その期限を延長することができるものとししました。
- ③当社取締役会が必要情報について追加の提供を要請した場合、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める情報が全て揃わなくとも、情報提供に係る交渉を打ち切り当社取締役会の評価・検討を開始する場合がありますこととしました。
- ④大規模買付ルールを遵守した場合について、例外的に対抗措置をとる場合の要件としての類型の一部を見直すとともに、発動は、これら類型に該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合に限る旨を明記しました。
- ⑤その他、①から④までの見直しに関連する引用箇所の記載の修正や平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）の施行による株券電子化が実施されるなどの関係法令の整備に伴う所要の修正及び証券取引法が金融商品取引法に改正されたことに伴う所要の修正並びに文言の整理等を行いました。

## II. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入したものです。

また、本プランを運用するにあたっては、当社は、当社株式に対する大規模買付を行う際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保したり、大規模な買付行為を行う者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため、当社は、本プランにおいて大規模な買付行為を行う際の情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を一部変更し、本プランとして継続することといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を15%以上(注3)とすることを目的とする当社株券等(注4)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者を行い、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- (ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等を行い、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者を行います。)を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。)も加算するものとします。)又は、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：当社が議決権割合15%以上を対象としている理由は、下記の通りです。

- (i) 株主総会における決議事項に関して、その定足数も考慮に入れた場合、当社発行済株式総数の15%以上の株券等を買付けられた時点で既に非常に大きな割合を占められること
- (ii) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権割合の15%以上20%未満を所有することで重要な影響が与えうることが推測される事実の存在が含まれていることがあげられていること

注4：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

## 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程(概要につきましては、別紙1をご参照ください。)に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判

断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者（注）の中から選任します。現在の独立委員会委員である、社外取締役の鶴田六郎氏、社外監査役の澤田義博氏、同じく加藤文男氏、鈴木秀夫氏は、本プランへの継続後も引き続き独立委員会委員として就任する予定です（略歴につきましては、別紙2をご参照下さい。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

#### 4. 大規模買付ルールの概要

##### (1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただけます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要等

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

##### (2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社は、上記 (1) の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面で提出していただきます。本必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）

- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質の提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤大規模買付行為の完了後に想定している役員候補（当社及び当社グループ事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策等
- ⑥大規模買付行為の完了後における当社の顧客、取引先、従業員その他の当社に係る利害関係者と当社及び当社グループとの関係に關しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるとします。

当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して適宜合理的な期限を定めた上で、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、本必要情報の全てが大規模買付者から提供されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することとします。

また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める本必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

### (3) 当社取締役会による評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は、最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見表明、又は代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることがあります。

- ①真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③会社経営を支配した後に、当社の資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合
- ④会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含みますがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者による買付後経営方針等が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

⑨大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつける等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

本プランにおいては、上記(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4(3)の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記(1)で述べた対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはないものとします。

(3) 対抗措置発動の停止等について

前記(1)又は(2)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

## 6. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえで的前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.に記載した対抗措置をとることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等にしがたって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、割当期日における株主の皆様は、対価を払い込むことなく、その保有する株式数に応じて新株予約権が割当てられます。その後、当社が取得条項を付した当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。新プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置の一つとして新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払

い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき適時・適切に開示いたします。

#### 7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での承認をもって同日より発効することとし、有効期限は平成25年6月開催予定の第80回定時株主総会の終結時までとします。

本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

なお、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様が不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

### III. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

#### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

#### (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅱ1.「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### (3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を問う予定であり、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランの廃止の決議

がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠するものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動についての決定は、上記Ⅱ 5. 「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行から独立している委員で構成されている独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重した上でなされるものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅱ 7. 「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

(別紙1)

### 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他外部の専門家）に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・ 独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(別紙2)

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の4名を予定しております。

鶴田六郎

昭和45年4月 東京地方検察庁検事  
平成17年4月 名古屋高等検察庁検事長  
平成18年6月 退官  
平成18年7月 弁護士登録  
平成18年10月 千葉大学法科大学院教授  
平成19年9月 J. フロントリテイリング(株) 監査役(現任)  
平成19年6月 当社 取締役(現任)  
平成20年4月 三菱樹脂(株) 監査役(現任)  
平成21年4月 駿河台大学法科大学院教授(現任)

鶴田六郎氏は、弊社の独立役員として選任し東京証券取引所に届出しております。

澤田義博

昭和45年4月 (株)富士銀行入行  
平成2年5月 同行ニューヨーク支店 副支店長  
平成8年5月 同行パリ支店 支店長  
平成16年6月 富士投信投資顧問(株) 常勤監査役  
平成18年6月 当社 常勤監査役(現任)

加藤文男

昭和48年4月 安田信託銀行(株)入社  
平成15年6月 みずほ信託銀行(株) 常務執行役員 大阪支店 支店長  
平成18年6月 同社 常勤監査役  
平成20年6月 みずほ企業年金基金 専務理事(現任)  
平成20年6月 当社社外監査役(現任)

鈴木秀夫

昭和48年4月 安田海上火災保険(株)入社  
平成14年10月 (株)損害保険ジャパン 常務執行役員  
平成20年4月 同社 取締役専務執行役員  
平成20年6月 当社社外監査役(現任)  
平成20年6月 日本地震再保険(株) 取締役社長(現任)

(別紙3)

### 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が15%以上の特定株主グループに属する者（但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

メ 毛

メ 毛

メ 毛

メ 毛

# 定時株主総会会場ご案内

会場 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号

丸の内トラストタワーN館 12階当社大会議室



## 交通機関のご案内

- ・ JR 東京駅日本橋口より徒歩1分
- ・ 東京メトロ東西線他 大手町駅B10出口より徒歩2分
- ・ 同上 日本橋駅A3出口より徒歩5分

\* 駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。